

27. 2. 13
大手公民館大会議室
健康福祉部 保険課

平成26年度第2回松本市国民健康保険運営協議会 議事録

○保険課課長補佐

開会の宣言

○健康福祉部長挨拶

本日は大変お忙しい中、松本市国民健康保険運営協議会にご出席いただきありがとうございます。

また、日頃から国保の運営につきましてご理解ご協力をいただいておりますことに改めてお礼を申し上げます。

本日もご出席いただきました皆様は、昨年9月に委員任期の満了に伴い、新たに委員を委嘱申しあげ、本日が初回の会議となります。

本来であれば、市長からお一人お一人に委嘱状をお渡しするところがございますが、机の上に委嘱状を置かせていただきましたので、よろしくお願い申し上げます。

国民健康保険事業につきましては、社会保障制度改革の一環として、本年度から順次改革が始まっております。平成26年4月からは低所得者層に対する保険税軽減の拡大が実施されました。この1月から70歳未満の被保険者の負担の見直しによる高額療養費の区分の変更等が実施をされております。

また、社会保障制度改革推進本部で、1月13日に決定された、社会保障制度改革骨子によりますと、国の国保保険者への財政支援の拡充も具体化されてきております。

また、平成30年からは、都道府県が財政運営の主体となり、国保運営について中心的な役割を担うこととしており、引き続き、国や県の動向を注視し、これらに向けて対応をしてまいりたいと考えております。

昨年9月には、国保データベースシステムが稼働し、国保連が管理する健診・医療・介護の情報を活用できるようになりました。現在、提供されたデータを活用し、地域の状況を把握し、課題を明確にした上で、効果的な保健事業を行うためのデータヘルス計画を作成中であり、今後、これに基づいた、保健事業の見直しを順次行って行きたいと考えております。

本日は、会長、会長代理の選任、財政状況、及び、保健事業等について、ご説明申し上げますこととしておりますので、よろしくお願いいたします。

最後に、委員の皆様方の一層のお力添え、ご指導をいただきますよう、心からお願い申し上げます。

○保険課課長補佐

続きまして、今回出席いただいた委員の皆様から自己紹介をお願いしたいと存じます。

○各委員

各委員、事務局職員の自己紹介

○保険課課長補佐

ではこれより、会長、会長代理の選出に移らせていただきます。なお、会長及び会長代理の選出については、国民健康保険法施行令第5条第1項により、公益代表の方から選出することとなっております。

選出方法については、事務局の腹案を申しますので、ご承認を頂きたいと思いますが、いかがでしょうか。

○各委員

～異議なし～

○保険課長

事務局の腹案を申しあげます。会長に北村 明也様、会長代理には林 純一様をお願いしたいとご提案申し上げます。いかがでしょうか。

○各委員

～異議なし～

○保険課長

ありがとうございます。皆様からご賛同いただきましたので、会長に北村 明也様、会長代理には林 純一様をお願いしたいと思います。お二人には、前の会長、会長代理席にご移動いただきたいと存じます。

○会長

改めて皆様、こんにちは。ただ今、会長を仰せつかりましたので、不束ではございますが、よろしくお願いいたします。

私から特にご挨拶申し上げたいことは、健康福祉部長からお話ありましたが、国民健康保険が発足以来の大きな改革に差しかかっていると考えております。社会保障の一番の根底にあるのが、国民健康保険だと思います。私ども、行政と一体になって、松本市の国民健康保険をより良いものにしていく責務があると思いますので、皆様、よろしくご提言・ご意見等を頂いて、協議会が実効のあるものとなりますよう、お力添えをお願い申し上げます。

○会長代理

公益代表ということで選出されました、林 純一です。皆さんの活発なご議論によって、会議がスムーズに、中身があるものとなりますよう、よろしく願い申しあげます。

○保険課課長補佐

それでは議事に入りたいと存じます。進行は、会長、お願い申しあげます。

○会長

今日、17名の委員の皆様にご出席いただいております。委任状を3名の方に頂いており、過半数を超えておりますので、松本市国民健康保険運営協議会規則第5条第1項の規定により、会議は成立しておりますので、ご報告申し上げます。

それでは、本日の協議事項、第1号「国民健康保険運営協議会の議事録の公開」について事務局からご説明を頂きたいと思っております。

この会議には、何々委員長さんとか会長とか、課長とか、日頃先生と呼ばれている方もいらっしゃると思いますが、「さん」で統一させていただきますので、ご了解を頂きたいと思っております。

○保険課長

協議第 1 号「国民健康保険運営協議会の議事録の公開について」説明

○会長

ありがとうございました。ただ今のご説明で、ご質問等ございましたらお願いします。

～質疑なし～

よろしいでしょうか、それではこの議事録の公開につきましては、説明のあったとおり、公開をしていくこと、さらに要約記録とする、発言者名は記載しない等のご説明のように運営協議会として承認するということが集約をさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

～異議なし～

○保険課長

公開の時期でございますが、ただ今ご承認いただきましたので、今回の会議の議事録から公開して参りたいと存じますのでよろしくお願い申し上げます。

○会長

それでは、次に報告事項に移らせていただきます。

報告第 1 号「松本市国民健康保険特別会計の状況について」でございますが、保険課長さんからお願いいたします。

○保険課長

報告第 1 号「松本市国民健康保険特別会計の状況について」説明

○会長

ありがとうございました。ご質問、ご意見等ございましたらお願いします。

○A委員

医師会の A でございます。共同事業交付金というのがございますね。今年非常に増えているんですけども、レセプト 1 件 30 万円以上だったものを、今度全ての医療費が対象になるということですが、分かり難いんですけども、理解できるように説明頂ければと思います。

○保険課長

資料の 12 頁に 27 年度の制度改正について説明させて頂いておりますので、これをご覧いただければと思います。これだけでも分かり難いのですが、基本、県単位です、市町村で急に医療費が上がったところ、特に小さいような市町村では財政的に困ってしまうところがありますので、全ての市町村で一定額を県に拠出して、それを財源として、医療費が急に伸びているところ等に支出をして、財政の安定化を図るという趣旨の制度でございます。これまでは、医療費 1 レセプト 30 万円以上だったものですが、これからは 1 レセプト 0 円以上、全てのレセプトが対象となりますので、その分拠出金が増える、もらえるお金も増える訳ですが、松本市で申しますと、33 億～35 億円程増えるというものでございます。

○A委員

分かったような、分からないようなところですが、来年度に関して言えば歳出 61 億円で、歳入 61 億円増えていますので、トントンと言うことですね。状況として悪くなる訳ではないということですね。

○保険課長

そうですね。歳入歳出それぞれ規模が拡大することになります。

ただし、松本市にとって得か損かということになりますと、その年々によって得であったり損であったりということが出てくることになります。

○A委員

ありがとうございました。

○会長

他に、よろしいでしょうか。

それでは報告いただいた第1号については承認ということでよろしいでしょうか。

では、続いて第2号「国民健康保険制度の改正等について」に移らせていただきたいと思います。

○保険課長

報告第2号「国民健康保険制度の改正等について」説明

○会長

ただいまご説明頂いた、第2号につきまして、ご質問・ご意見等ありましたらお願いします。

こちらからご指名させていただいて恐縮ですが、B委員さんいかがでしょうか。

○B委員

特に質問することはございません。

○会長

他にございませんか。

それではこの報告第2号については、ご承認いただいたということでよろしいでしょうか。

～異議なし～

それでは次に移らせていただきます。報告第3号について保険課長さんでよろしいでしょうか。お願いします。

○保険課長

報告第3号「保健事業（特定健診の実施）について」説明

○会長

ありがとうございました。ご説明いただいた件につきまして、ご質問・ご意見等ありましたらお願いします。

私の方からご指名を申しあげてよろしいでしょうか。健診で保健事業でありますので、医師会のC委員さんいかがでしょうか。

○C委員

医師会のCでございます。特定健診は個別の医療機関で行うものは夏場、7～9月、松本市医師会の医療センターでは通年でやらせていただいています。今説明いただいた努力によって少しずつ受診率は向上している現状だと思います。それに向かって医療者側も心地よく(健診を)受けていただく、それから後の指導が非常に大切だと思いますので、受けっぱなしにならないように努力する必要があると考えております。

健診は価値のあるものを提供しなければいけないと思います。

○会長

ありがとうございました。他に、D委員さん、どうですか。

○D委員

松本市で行っております特定健診というのは、非常に皆さん健康には気を使っていると思いますので、今日の資料を見せていただいて、気軽にご近所のお医者さんで診てもらえるので、もっと受診率が上がらないともったいないと思います。色々とPR等もされていますが、もっと進めていただければいいと思います。

○会長

ありがとうございました。他にはありませんか。

それでは、ただ今の報告事項第3号はご承認いただいたということでよろしいでしょうか。

～異議なし～

それでは、報告第4号に移りたいと思います。

○保険課長

報告第4号「データヘルス計画について」説明

○会長

ありがとうございました。ただ今ご説明いただいた報告第4号についてご質問・ご意見をお願いします。

○健康福祉部長

次の会議予定あり、途中退席

○会長

食改のE委員さん、いかがでしょうか。

○E委員

私たちもメタボリックシンドロームに気を付けたりしておりますが、おいおい勉強させていたいただきたいと思います。

○会長

この件について、ご説明いただきましたが、ご承認をいただいたということでよろしいでしょうか。

～異議なし～

では、そのように集約させていただきます。

続いて、その他としまして、お手許に「地域包括ケアシステムと在宅医療」としまして、医師会のC委員さんから資料をお届けいただいています。C委員さんからこの件につきましてお話いただきたいと思います。それから、色刷りの紙で資料を頂いていますが、これは薬剤師会のF委員さんからご説明いただけるとのことですので、C委員さん、F委員さんの順番でご説明をお願いします。

○C委員

少しだけ時間を頂いて、地域包括ケアシステムについてご紹介させていただきたいと思います。この資料は医師会の会報向けに作ったものですが、皆さんにも読んでいただけるものと思います。地域包括ケアシステムというのは厚生労働省が、初めは研究会のレベルだったのですが、国策までもってきて、可能な限り住み慣れた地域で、自分らし

い暮らしを人生の最後まで続ける為の、「住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域の包括的な支援・サービス提供体制」というものです。言葉でいうと難しいのですが、住まいをベースとして、医療や介護等のサービスを提供することで病院へ入っている時間を短くしよう、時々病院、ほぼ在宅という考え方です。ひいては全体の医療費の節約ができる道であると考えております。

地域包括ケアの協議会を、医療・介護の提供者側と地域づくりの皆様と一緒に昨年5月に立ち上げました。基本的には、松本市は、地域づくりセンターというものがあって、課長職の方がおられて、地域づくりの拠点というのが並行してできてきておりますので、医療と介護の他職種がきちんと連携して地域づくりの皆様に顔を見せ、向かい合うことで、松本市の地域包括ケアができてくるのではないかと考えております。

具体的には、地域ケア会議、地区ごとに地域の課題をみる全体の会議と、個々人の事例を扱う会議があります。そこに（これまであまり地域に出なかった）医師・歯科医師・薬剤師といった医療の提供者側も参加して一緒にもの考えていくことによって、システムの構築ができていくのではと考えております。

資料の裏側では、どんなことを具体的にしていくかということですが、医療・介護の資源マップがウェブ上に公開される予定です。長野県医師会も在宅医療の推進の事業をしておりまして、「在宅医療シンポジウム信州」、健康寿命の延伸は重要ですが、その先、病気をされたり、亡くなるまで、タブー視せずに考えることが必要と考えております。地域包括ケアというのは形が確定したものではないのですが、医師会・歯科医師会・薬剤師会で一緒に協議会を通じて取組みを続けたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○会長

資料の中で、国の考えているものより数歩進んだ地域包括ケアシステムづくりに取り組むのが松本市医師会のスタンスだということに、大変心強く感じました。

また、次年度に向けて具体的な事業の提案と市政に対する提言のとりまとめをされるということで、ご期待申し上げたいと思います。

続いてF委員さん、お願い申し上げます。

○F委員

「薬剤師がご自宅へお伺いします!」というお手元の資料ですが、今、地域包括ケアシステムと在宅医療との話がありましたが、特に高齢者、在宅医療の方はほとんどが薬を飲まれているということでありますが、皆さん、大変な思いをして飲まれていると思います。

そういう中で、どうしても薬が飲めないとか、飲み忘れてしまう方がいらっしゃると思います。どうしたら薬がうまく飲めるのか、残っている薬をどうすればいいのか、そういったご相談に乗らせていただいて、薬剤師も支援をさせていただきたいと思っております。介護保険や医療制度の中で薬剤師の訪問という、自宅に伺って相談を受ける仕組みもありますので、必要な方に、処方医の先生方、介護の方と連携をとらせていただきながら、ご支援をさせていただきたいと考えております。私たちも地域包括ケアの一員として頑張らせていただきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

○会長

このチラシは、全戸配布、それとも薬局等にあるのでしょうか。

○F委員

薬局にありますし、地域包括ケア会議で配らせていただいております。

○会長

それでは以上、お二方からお話をいただきました。

続いて、最後に、事務局からご説明をお願いします。

○保険課長

本協議会の委員さんですが、3名の市議員の方にご参画いただいておりますが、過日、議員さんの審議会への参画方針が示されました。協議の結果、各種審議会ですが、法令に基づくもの以外は現委員さんの任期を以て、それ以降は参画しないというものでございます。

従いまして、4月30日以降は、本協議会も3名の皆様が参画されないということで、新たな委員さんを選出する必要があるということになっております。

以上報告させていただきます。

○会長

この件で議員さんの方から、何かありますでしょうか。

○G委員

全国の状況を勘案して、各種審議会の中に議会推薦等の枠をお作りいただいて、これまで参画してまいりました。そこで作られたものが、もう一度、計画等については議会に諮られる機会がある、議会としてそれを審議する機会が後にあったりもします。というようなことがございまして、(議会の)審議の方をしっかりとやっていこうというのが、全国の多くの自治体での議員の審議会との関わりの方向です。松本市議会としても、何回か議会運営委員会等で検討した中で、そういった結論に至ったものでございます。

○会長

ありがとうございました。

これで、本日の議事は全て終了しました。事務局から締めくくっていただければと思います。

○保険課長

長時間に渡りまして、ご熱心に協議いただきましてありがとうございました。国保の関係は、先にお話ありましたとおり、大きな制度改正に向けて、ここ数年準備が大変かと思っております。そんな中で、是非、協議会の皆様には一緒になってご協力・ご審議を頂きたいと思っております。本当に今日はありがとうございました。